

事業計画書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

＜一＞中国人留学生及び訪中留学生に対する奨学援助事業

- (1) 日本の大学（学部3・4年生）、大学院（修士・博士課程）で学ぶ23名の中国人留学生に、月額10万円の奨学金を支給する。
- (2) 中国の大学（本科3・4年生）、研究生院（碩士・博士課程）で学ぶ12名の日本からの留学生に、月額3万円の奨学金を支給する。
- (3) 北京華文学院、暨南大学及び華僑大学で学ぶ8名の在日華僑華人に、月額3万円の奨学金を支給する。
- (4) 奨学金の支給を受ける中国人留学生に対する生活指導及び助言
 - ① 首都圏に在住する当財団の奨学生を対象に3回以上の「奨学生懇親会」を開催し、学生間の交流を図るとともに、留學生活に関する指導及び助言を行う。
 - ② 地方に在住する当財団の奨学生を対象に1回以上の「奨学生懇親会」を開催し、学生間の交流を図るとともに、留學生活に関する指導及び助言を行う。
- (5) 奨学生の募集及び選考審査を行う。

＜二＞日中両国間の教育・学術・文化交流事業に対する助成金支給事業

- (1) 日中両国間の教育・学術・文化交流事業への助成を行う。
- (2) 2021年度に日中両国間で教育・学術・文化交流を行う助成対象事業の募集及び選考審査を行う。

以上